

広告

無料 相続 手続き 遺言 成年後見

相続相談会



開催
日時

2月26日(金)27日(土)
開催時間: 9:00 ~ 17:00

開催
場所

司法書士法人 第一事務所
(札幌市中央区大通西4丁目1 道銀ビル7階)
地下鉄大通駅4番出口直結

当日は大変混雑が予想されます。事前のご予約をお願い致します(予約受付: 0120-481-310)。

専門家によるアドバイス

20分~40分程度のお時間で皆様のお悩みに対して、親身にアドバイスさせていただきます。

どんな相談でもお気軽に

既に問題に直面している方はもちろん、まだ問題になっていない心配事まで何でもご相談下さい。

平日のご相談もOK

相談会日程以外の平日も事務所相談を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

※本相談会は無料ですが、その後発生する業務に関しては、当事務所規定の業務報酬をいただきます。

こんな困りごとありませんか? 相続 遺言 財産管理

●相続財産の名義変更について

- 相続する財産の名義変更の仕方が分からない!
- 相続する土地・建物を自分の名義にしたい!
- 財産が土地しかなく、分けづらい為、トラブルになりそう!



財産の名義変更をしないで放置しておくと、後で様々なトラブルが起こります。

●遺言について

- 遺産が少しでも遺言を書いたほうがよいの?
- やっぱり公正証書遺言するべき?
- 遺言を書くときの注意点を知りたい。



家族関係が複雑・不動産が多い場合は遺言を書くことで残された家族がもめなくて済みます。

●戸籍収集について

- どこまで戸籍を収集したらよいか分からない。
- 役所が開いている時間に取りにいけない。
- 遠くの役所から取り寄せなければいけない。



相続が開始した場合に、必ず必要になるのが「戸籍」です。不足すると取り直します。

●生前贈与について

- 贈与の仕方を知りたい。
- 生前贈与は相続より有効?
- このままだと相続税がかかり、かえって家族に迷惑がかかりそうだ...



適切な生前贈与は問題解決の鍵になりえます。

●成年後見について

- 認知症になる前に、財産の管理の仕方や、身の振り方について計画を立てたほうがよい?
- 子供や近い親族がいないと後見を考えたほうがよいの?



財産管理が中心であれば、司法書士は適切な管理が出来ます。後見人になるには申し立てが必要です。

●相続放棄について

- 相続財産に借金があるようだ...
- 面倒なので一切を放棄したい。
- 放棄の手続きの仕方がわからない。



相続財産は放棄することもできますが、手続きを3ヶ月という期限内にしなければなりません。

相談予約
受付番号

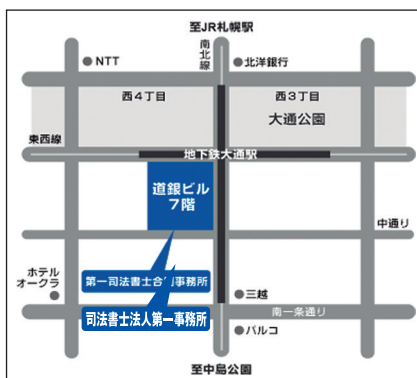
0120-481-310 (シンパイサポート)

相続の無料相談実施中。札幌で相続相談実績 2700 件超だから安心

司法書士法人 第一事務所

相続登記、遺言作成、相続税対策など相続の専門家集団がワンストップサービスで対応します!

税金に関するご相談は、提携税理士がご対応させていただきます。
紛争が予想される案件については、提携弁護士がご対応させていただきます。



地下鉄大通駅 4 番出口直結

あなたは
大丈夫!?

「不動産の名義変更は急がなくていい」は大間違い!

放置している**相続登記・名義変更**が原因の**相続トラブル急増中!**ご相談をお早目に!

- 相続登記トラブル 1** 相続人が増え続け、その後の相続が発生した場合、相続財産の配分についてもめる
- 相続登記トラブル 2** 他の相続人の債権者から持分を差し押さえられる
- 相続登記トラブル 3** 土地建物を売却・贈与など処分ができない。
- 相続登記トラブル 4** 銀行からお金を借りる際、土地を担保にできない。

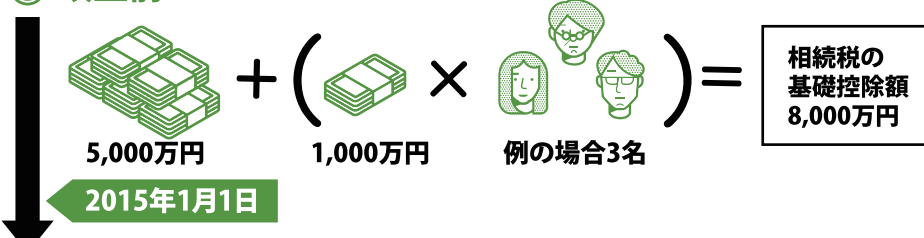
こんな方は黄信号!?

早めに相談しましょう

- ここ1年以内に相続が発生し、相続手続きがまだの方
- 不動産の名義変更を放置しており、何年も過ぎている方
- 子供がいないご夫婦
- 親名義の不動産に二世帯でお住まいの方

2015年1月1日に改正された相続税! 事前対策はお済みですか?

改正前


$$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \text{例の場合3名}) = \text{相続税の基礎控除額 } 8,000\text{万円}$$

2015年1月1日

改正施行後の基礎控除


$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{例の場合3名}) = \text{相続税の基礎控除額 } 4,800\text{万円}$$

弊社で概要をお聞きした上で、提携税理士を紹介いたします!

- 相続税を少なくする方法があるなら、事前対策を勉強したい。
- 節税対策と納税対策の確保を同時に達成する対策を教えてください。
- 自分の場合の相続申告の仕方や届出、手続きの仕方がわからない。
- 実際の自分の相続税額を試算したい。

相続・遺言・後見の相談経験豊富(道内で2700件以上) 司法書士法人 第一事務所から皆様へ

相続のご相談なら私たちにお任せください。相続のスペシャリストとして、これまで数多くのご相談をお受けしてきた知識と経験を駆使し、相続の専門家集団が対応いたします。

当センターでは、相続を得意とする司法書士、行政書士、相続アドバイザー、相続手続きスタッフが常駐。勿論、必要に応じて提携弁護士、税理士もおりますのでバックアップ体制は万全です。

事務所名	司法書士法人 第一事務所
社員	田澤 泰明 (札幌司法書士会所属 登録番号 札幌 第 242 号)
住所	札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀ビル7階
電話番号	0120-481-310 / 011-231-3330
HP	http://www.souzoku-sapporo.net/ 札幌大通 相続 検索
スタッフ数	司法書士資格者 8 名



経験豊富な司法書士が対応



お気軽にお問合せ下さい

相談予約
受付番号

0120-481-310 (シンパイ
サポート)

電話受付
時間

平日 / 9:00~18:00

相続の無料相談実施中。札幌で相続相談実績 2700 件超だから安心

司法書士法人 第一事務所

相続登記、遺言作成、相続税対策など相続の専門家集団がワンストップサービスで対応します!

税金に関するご相談は、提携税理士がご対応させていただきます。
紛争が予想される案件については、提携弁護士がご対応させていただきます。

